

総務省「地方公共団体等におけるホームページのバリアフリー化に関する講習会」

平成 28 年 9 月 13 日（火）大阪会場

株式会社インフォアクシア 代表取締役社長 植木 真

「JIS X 8341-3:2016 概要」

インフォアクシアの植木と申します。私の方からは、JIS 規格、JIS X 8341-3 という JIS 規格がありますが、こちらについてご説明をさせていただこうと思います。ご紹介がありましたウェブアクセシビリティ基盤委員会という委員会がございまして、そちらで委員長を務めている関係もありまして、今回今からお話をする JIS 規格の原案作成においても委員会の委員長を務めさせていただきました。その経緯もありまして今日は JIS 規格についてお話をさせていただきます。

まず最初に今年の 3 月に改正版が公示されたのですが、改正に至るまでの経緯からお話をさせていただきます。その後、3 つに絞って 2016 年版、新しくなった JIS 規格のポイントについて解説をします。

まず最初に 2016 年版が公示されるまでの経緯についてお話をしますけれども、この JIS X 8341-3 というウェブページ、ホームページを作る時の基準、これが日本工業規格になったのですが、初めてできたのが 2004 年です。2004 年の 6 月。もう 10 年以上前の話になります。当時は電子政府、電子自治体というような言葉が出てきまして、行政、住民向けの色々なサービス、手続きなどがオンラインで提供されるようになる、という話が出てきた頃でした。そういったサービスを特に高齢の方あるいは障害のある方が使えない、利用できないとなると、それがいわゆるデジタルデバイドという言葉がありますが、使える人と使えない人、住民によって差が出てくるのはよくない、ということで何らかの基準が必要だ。ここで、日本工業規格という形でホームページを作る際の色々な基準が設けられたという経緯です。

実際に 2004 年版の「解説」というのが規格票にはあるのですが、その中でも第一義的な対象として公共分野、その他地方自治体についても幅広い住民の皆さんに情報へのアクセスを保障するということが求められている、ということが書かれています。

日本工業規格なのではございますけれども、工業標準化法という法律がございまして、この中で第六十七条になるのですが、地方公共団体は日本工業規格を尊重しなければならない、といったような条文がございまして。

4 年後、2008 年になるのですが、ウェブの様々な技術、HTML だとか CSS とか皆さん聞いたことがあると思いますが、そういった様々なウェブの技術についての標準化を行っている国際的な団体で、W3C という団体があります。この W3C という団体が、ウェブ・コンテンツ・アクセシビリティ・ガイドラインというガイドラインを提供しているのですが、2008 年にバージョンアップ、改定がされまして、2.0 という新しいバージョン

になりました。これは今ではですね、世界中の色々な国で技術基準として採用されていて、事実上の世界標準になっているガイドラインです。

この W3C のガイドラインが新しくなったことを受けて、2010 年なのですがけれども、JIS 規格も初めて内容の見直しを行いました、W3C のガイドラインと同じ基準、同じ達成基準というものを採用する形になりました。JIS 規格の方では、W3C のガイドラインはあまり、例えば企画段階で何をすべきか、設計段階で何をすべきか、またコンテンツ、ページを実際に公開した後の運用の段階で何に気をつけるべきかということについては説明が詳しく書かれていない。また、実際作ったページが基準を満たしているのかどうかを確認する試験の方法についても実はあまり詳しく書かれていない、ということもありまして、JIS 規格独自の要求事項というのを追加しています。2010 年版は W3C と同じホームページ作りの基準、これを採用するとともに W3C のガイドラインにはない独自のプロセス、試験方法に関する独自の要求事項というのが追加された、という形です。

さらに、2012 年になると、W3C のガイドラインが ISO/IEC の国際規格としてそのまま承認されるということがありました。W3C のガイドラインというのは標準化団体が作ったガイドラインなのですが、それが国際規格、例えば ISO とか皆さん聞いたことがあるかと思いますが、国際規格にそのままなったという出来事がありました。それを受ける形で今年 3 月になりますが、JIS 規格が改めて 2 回目の見直しを行っています。今回、国際規格にそのまま W3C のガイドラインがなったということを受けて、日本の JIS 規格についても同じように W3C のガイドラインをそのまま JIS 規格にしようじゃないか、ということで、2010 年版から引き続き同じ三つのレベルの達成基準、それから先ほど 2010 年版では JIS 独自に追加したというプロセス、試験方法に関する部分については附属書の参考という形で今回は記載をしています。ちなみに、JIS 規格、紙の冊子、それから PDF ファイルがあるのですが、このような紙の冊子、こちらを購入する形になるのですが、この紙の冊子、あるいは PDF ファイルで規格票を購入して中身をご覧になったことがある方は手を挙げてもらえますか。お一人。ありがとうございます。先週東京でも聞いてみたのですが、その時は 200 人くらい集まっていたいて 10 人くらいしか手が挙がらなかったのが、今日はさらにそれより低い感じになりますね。

実際どういう感じで確認できるかということと 2 つ方法があります。JIS 規格、中身をオンライン上で見るだけという場合には日本工業標準調査会というところのウェブサイトに行って JIS 検索というのがありますので、JIS 検索の規格番号から JIS を検索、というところで規格番号の X 8341-3 と入れていただいて一覧表示ボタンというのを押すと、このような感じで PDF ファイル形式で、これあくまで閲覧しかできませんので、プリントアウトすることはできません、ここは中身を見るだけです。それから手元に置いておきたいという場合には日本規格協会さんの Web ストアというのがあるのでありますが、ここで規格票をやはり検索をして、先ほどご覧にいた紙の冊子もしくは PDF ファイル、いずれかのファイル形式を選択して購入する。一冊消費税かかって 4,100 円ちょっと、という金額で、PDF

はそのままその場でダウンロードできます。冊子の方は後日郵送で届けられる、という形になっています。

新しくなった 2016 年版 JIS についてポイントを 3 つ、今日はお話をしていきます。まず一つ目なのですが、レベル AA。これは一つのキーワードとして今日覚えて帰ってください。AA、JIS 規格には 3 つのレベルがありますと言いました。ホームページを作る時にこういうことに気をつけましょう、例えば画像を使う時は代替テキストを提供しましょうというような達成基準が全部で 61 あります。それぞれの達成基準は 3 つのレベルに分けられているのですけれども、一番低いレベルは A が一つ、シングル A。その上がダブル A、A が二つ。一番上が A が三つ、トリプル A。という感じなのですが、全部で 61、A が 25、AA が 13、という数になっています。今、公的機関、これは皆さんだけに限らず世界中、色々な国の公的機関の職員の皆さんが一生懸命取り組んでいるウェブアクセシビリティの確保、これは AA というレベルが一つの目安になっています。AA という場合には A ももちろん対象になっていますので合わせると 25 と 13 で 38 の達成基準。これをクリアしてホームページを作っていく必要がある、ということです。一番上に AAA というレベルがあるのですけれども、AAA には、中には現実的ではない基準だったり、今の技術レベルでは結構困難なものも含まれていますので、そういう時は AA というレベルを目標とすることが推奨されています。この AA というレベルについてはこの後詳細な説明がありますが、総務省の「みんなの公共サイト運用ガイドライン」、こちらの方でも採用されている対応レベルでございます。

先ほど山田先生からのご紹介もありました国連の障害者権利条約、外務省のサイトでは日本語訳も公開されておりますけれども、この条約などをきっかけにして、今世界中の、特に先進国といわれる国々においては公的機関のウェブサイト、ホームページについては法律でウェブアクセシビリティを確保することが義務付けられている、ということが当たり前になっています。もしかすると、皆さんからすると、ホームページ、ウェブサイトが法律で義務化されるといって、非常に違和感を覚えている方が多いと思いますが、一歩外に出れば、海外にいれば、公的機関としては義務化されて当たり前、というのが今の現実です。例えばアメリカでは連邦政府機関、障害をもった職員の方もいらっしゃいますので、そこ向けのウェブサイトはもちろん、職員の方が使うイントラネットについても同じ基準でアクセシビリティを確保する、障害があってもきちんと業務に支障なく利用できることを保障するために法律で義務化がされています。

他の国もほとんど公的機関を対象にしているのですけれども、アメリカの場合、他の法律を根拠にして民間の事業者が、ウェブアクセシビリティに問題がある、ということで苦情の申し立て、あるいは改善要求、最悪の場合訴訟に至るケースも含めて、色々な事例が最近出てきています。例えば有名なところと言うと、アマゾン、ディズニー、トイザらス、ファミリーレストランのデニーズ、あと国内の航空会社であったり、去年の秋に日本にも上陸してきましたけれども、動画を配信するオンラインのサービスでネットフリックスとい

うのがありますが、そういうところも対象になっています。障害当事者の方、あるいは障害者団体からウェブサイトの改善要望というのが出されていて、改善に取り組んだ。こういう動きが数多く出てきました。

また、名前が挙がっているスペインも基本的には公的機関に対しては義務付けられている格好なのですが、サッカーがお好きな方はFCバルセロナというクラブチームがあるのをご存じですね、有名な選手だとメッシとかネイマールが所属しているサッカーのクラブチームですけれども、FCバルセロナの公式ウェブサイトは、なぜか、別に法律で要求されていないのですが、同じAAのレベルでアクセシビリティの確保に取り組んでいます。これは、ファンクラブの会員に4,000人以上の障害がある人がいるということで、障害がある人もFCバルセロナのチームに当然愛情をもっています。ゲームを楽しんでもらいたい、FCバルセロナのことをもっともっと好きになってもらいたい、というクラブチームの意思でアクセシビリティに自主的に取り組んでいるというものです。

あとは身近なところで言うとお隣の韓国も民間事業者を対象にしていたりするのですが、有名などころでは大韓航空、皆さんご存じだと思いますが大韓航空のウェブサイトが法律を根拠にしてアクセシビリティに問題があるということで2012年に早速訴訟の対象になっていたりもします。

日本では障害者差別解消法が今年の4月から施行されたという話が先ほどありましたけれども、皆さんも世界中の公的機関職員の皆さんと同じように、同じレベルでホームページ、ウェブサイトのアクセシビリティ確保にこれから取り組んでいくことが強く求められる状況になったということです。

二つ目のポイントなのですが、附属書JAとJB、(参考)と書いてありますが、規格票には記載されていますけれども、あくまで参考情報という位置づけです。内容については冒頭でもお話しましたように、試験方法、それからプロセス、企画設計から運用になるまでの各プロセスでこういうことを気をつけましょう、こういうことを実践しましょうというところ。2010年版では要求事項として示されていたものが、今回2016年版からは参考情報ということで附属書に場所を変えています。

PDCAサイクルということで、このサイクルをぐるぐる何回も回していくことによって継続して品質を確保し向上させていくということが皆さんに求められています。

もう一つJBの方は試験方法です。実際に対応を進めていく、ホームページ全体ができあがった、対応ができたといった時に、きちんとできているかどうか確認する必要が出てくるのですけれども、その試験方法について詳しく書かれているのが附属書のJBになります。大きく分けると二つ選択肢がありまして、「ウェブページ単位」という選択肢と、「ウェブページ一式単位」です。自治体さんのホームページの場合、よく見かけるのはリニューアルのタイミングでホームページ全体をきれいにしました、JIS対応を済ませました、ということで、試験を実施して試験結果を公開するという事例が増えてきていますけれども、その場合には「ウェブページ一式単位」、という方を選択します。これはいわゆるウェブサイ

ト全体であるとか、特定のドメインもしくは特定のサブドメインを対象にして、ある程度の数のページで対応を済ませた場合にとる方法です。例えばホームページ全体で数千ページ、あるいは規模が大きい自治体さんですと何万ページ単位ということがあると思いますが、その全ページを必ずチェックしなくてはいけないわけではなくて、試験をする際にはだいたい多くても 40 ないし 50 ページくらいを目安にして、試験対象ページを決めてそのページで問題なければ他のページもできているだろうと見なすことができます。そのページを選択する場合はランダムに、無作為に抽出するやり方と、自分たちで重要度が高いページ、あるいはアクセス数が多いページというのを任意で選択をする、この二つの方法を組み合わせて合計で 40~50 ページを目安に試験をするというのが推奨されています。このあたりは規格票で書いてあるというよりは、ウェブアクセシビリティ基盤委員会の関連ガイドラインで提示されているページ数の目安になります。

もし、予算がないしとりあえずできるページだけやってみます、みたいな時には、「ウェブページ単位」という方法を選択して、ここに書いてある URL については対応できました、ということを示すこともできます。他のページはともかく、ここにあげている URL のページに関しては、例えば数十ページであろうとできましたということを示すことができます。今大手の企業さんなんかで試験結果まで公開している場合も「ウェブページ単位」というものを使って主要なページ 40~50 ページくらいを対象にして試験結果を公開していることがほとんどです。

三つ目ですが、JIS 規格の基準を満たしたことを示したいという時に適合という言葉があるのですが、これについてお話をいたします。JIS 規格の適合に向けてなのですが、主な流れとしてまず方針を決める、というところから始まって、対象範囲が決まったらその対象範囲で対応を進めて、対応が終わったら試験を実施する。試験が終わったら試験結果を公開する、というのが一通りの流れになるのですが、これをぐるぐる回していくというところが重要なポイントになります。一回通したら終わりではなくて、一回通し終わったら次どうしようか、対象範囲を広げるのか、あるいは対応するレベルを上げていくのか、といったところでまた新たな方針を決めて、もう一度サイクルを回す。PDCA サイクルを回すというのが大きなポイントになります。

それから、ウェブアクセシビリティ基盤委員会の方で関連するガイドラインを公開しているのですが、実際に対応を進めていきたい、これは基盤委員会のウェブサイトのトップページになるのですが、ページの下の方に「関連文書」というリンクの集まっているところがありますので、例えば方針を決める時には、方針策定ガイドラインというものがありますので、こういったドキュメントを参考にして方針を作っていくことができるようになっています。

適合という時なのですが、JIS 規格に適合していることを示す時には JIS マークを表示するという方法と、もう一つ、供給者適合宣言という方法との二つがあります。JIS X 8341-3 については JIS マークを表示する対象ではないので、供給者適合宣言というまた別

の規格に沿って行うこととなります。ただ、適合宣言を行われるにしても当然試験は実施しなければいけないのですが、その試験についてはどこか特定のところをお願いしなければならないわけではなくて、皆さんが自分自身ですることでもありますし、普段お願いしている制作会社さんなんかにもお願いすることもできます。また、全くの第三者に依頼することもできます。いずれの場合も供給者適合宣言を行うということがポイントです。

ただ、供給者適合宣言については現実には困難な場合が少なからずあります。ウェブアクセシビリティ基盤委員会の方では「適合」という言葉に代わる「準拠」「一部準拠」「配慮」という3段階の対応の度合いというのを言葉として定義をしています。実際に総務省さんの「みんなの公共サイト運用ガイドライン」、こちらでも「準拠」という対応度が採用されています。

試験ページ選定方法についてお話をしましたが、無作為に抽出するやり方と、それから任意で重要度の高いと皆さんが考えているページを組み合わせて試験を行うということがポイントです。基本的にもしホームページ全体を対象として試験を行うという場合には、全部のページが対応できたというのが大前提です。ちょこちょこっと数十ページやっただからといって試験ができる、その結果ホームページ全体が準拠していると言えるわけではないので、そこは誤解がないように、あくまで全てのページ全体で対応できた後に、ランダム選択と任意選択を組み合わせた試験が実施できる、ということになります。

最後に、JIS 対応、ウェブアクセシビリティに色々な誤解が常につきまっています。例えば、障害のある方のためだけに特別なことをするのだとか、あるいはうちのウェブサイト、高齢の方とか障害のある方は使わないから関係ないよ、という話があるのですが、このあたり特別なことをすることはほとんどありませんし、また自治体のホームページであれば年齢とか、障害の有無関係なく様々な住民の方が必要な時にアクセスすることが容易になるよう望んでいます。またこの後もお話があるかと思いますが、よく見かける文字サイズ変更ボタンとか、文字色と背景色を切り替えるようなボタン、また、音声読み上げなどを提供するボタンをたまに入れています。こういったものを必要だと思い込んでいる方がたまにいらっしゃるのですが、これはまったく必要ございません。少なくとも、JIS 規格の基準に合わせてアクセシビリティを確保するという意味においては必須のものではないので、あくまでプラスアルファ、大事なものは皆さんが担当しているホームページ自体をきちんと JIS 規格の基準に合わせてアクセシビリティを確保する、これが大前提。これができていなければ、こういった機能も使い物にならないことが往々にしてございます。また、デザインの見た目がつまらなくなるという話もよく言われるのですが、実際 AA 準拠を目指して取り組んでいる自治体のホームページでもビジュアルデザインと両立をさせて、うまく JIS 対応を進めている事例が出てきていますので、これもあてはまらないと思いますし、また、チェックツールだけでは全ての問題点を発見することはできないというのもあります。全部を 100 としたら、せいぜいツールだけで見つけられるのは 20%前後というふうに言われていますので、それだけ職員の皆さんがより手軽に、より簡単にきちんと品

質を保ったページを作れるように、例えばコンテンツマネジメントシステム、CMS というシステムをうまく使ったり、あるいは教育・研修の機会を定期的に設けるなど、工夫をぜひ皆さんの方でしていただけたらと思います。

ということで、私の方からは JIS 規格、2016 年版の JIS X 8341-3 の概要について 3 つのポイントに絞ってお話をさせていただきました。私からは以上となります。ありがとうございました。